

令和8年度 草刈及び樹木維持管理等業務委託（複数単価契約）仕様書

1 趣旨

この仕様書は、鎌倉市作業センターが発注する鎌倉市道及び市有地等における草刈及び樹木維持管理等の業務委託について必要な事項を定める。

2 業務場所

鎌倉市が所管する道路、道路管理地、河川、河川管理地、水路、緑地

3 業務の期間

令和8年（2026年）7月1日から令和9年（2027年）6月30日まで

4 業務の目的

道路及び付属構造物の適正な維持管理のための草刈、樹木の枝払い業務

5 業務内容

草刈、樹木維持管理等業務一覧

業務の種類	年間見込数量
草刈り等（灌木類、笹類等の除伐及びつる類の除去、つる切を含む）	10,000 m ² /年
樹木の枝払い（刈り込み）	高木（5 m以上） 100 本/年
	中木（2 m超 5 m未満） 150 本/年
	低木（2 m以下） 150 本/年
竹の伐採	90 本/年
寄植剪定	中木（60cm 超 3 m未満） 200 m ² /年
	低木（60cm 以下） 200 m ² /年

※作業1回の発注数量は、おおむね作業員5名が3時間以内で終了する数量を最小単位とする。ただし、樹木の枝払いにあっては1本以上からの発注とする。

6 作業の指示及び実施

- （1） 各業務の個別箇所における作業（以下「作業」という。）の実施に当たっては、発注者は作業指示書（第1号様式）により受注者に指示し、受注者は当該指示により作業を実施する。
- （2） 受注者は、発注者が指示した期限までに作業に着手し、完了しなければならない。
- （3） 作業時は交通誘導員を適切に配置し、交通の安全に十分留意すること。
- （4） 作業箇所等が高所、急傾斜地等の特に安全対策を講じる必要が生じることが予測される場合、事前に発注者と受注者で協議を行うものとする。

7 発生材の運搬等

- (1) 作業による発生材は、受注者がすべて植木剪定材受入事業場（鎌倉市関谷 1493 番地 2）へ運搬、搬出する。
- (2) 作業により空き缶等の植木剪定材以外の廃棄物を回収した場合には、受注者が作業センター坂ノ下資材置場（坂ノ下 34 番 17 号）に搬出する。

8 作業日

作業日は、原則、月曜日から金曜日までの日とする。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日又は 12 月 26 日から翌年の 1 月 7 日までの日に該当する場合は、作業は行わない。

9 作業時間

作業時間は、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

10 用具等

作業に要する機械器具等の用具、車両等及びこれらに要する燃料は受注者が用意し、受注者の責任において適切に管理すること。

11 法令遵守・安全管理

作業に当たっては、法令を遵守し、交通安全に十分配慮するとともに、周辺の住民等に迷惑をかけないようにすること。

12 完了報告等

- (1) 作業完了後 7 日以内に作業完了報告書（第 2 号様式）により発注者に報告すること。
- (2) 作業完了報告書には、現場写真を撮影し、整理して添付するとともに、植木剪定材検量書を添付すること。
- (3) 現場写真は、施工箇所ごとに施工前、施工後の状況が確認できるものとする。
- (4) 現場写真の撮影に当たっては、障害物等作業箇所の状況に応じて作業箇所全体が把握できるようにするとともに、写真撮影箇所が把握できるように留意すること。
- (5) 現場写真はカラー印刷版及び PDF データを提出すること。

13 完了検査

12 で提出した作業完了報告書、現場写真及び植木剪定材受入事業場への剪定材搬入報告書により発注者の完了検査を受けること。